

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第一節 全官公庁争議(三月攻勢)

一九四七年一〇～一二月の秋冬攻勢から四八年の三月闘争にいたる一時期の労働争議は、二・一ストとともに戦後におけるわが国労働運動の一つの頂点をなすものであつたが、とくにその中心をなした三月闘争は、官業労働者が組織した戦後最大のストライキ行動であつた。

この四八年初頭の争議は、またその闘争の過程において片山社会党内閣の瓦解と芦田民主党内閣の成立という政治的変動を伴い、一方労働者側においても国鉄労組ひとり政府通告を受諾して戦線から離脱するという変調があり、さらに二・一ストにつぐ二度目の総司令部のスト中止命令をみるなど、きわめて複雑で波瀾にとんだ推移をしめした。

この争議が三月闘争として真に本格化したのは、四八年三月一三日二、九二〇円の新給与水準の政府通告がなされて以後のことであるが、その出発は、四七年八月以降国鉄、全通、日教組はじめ各官公庁労組が相次いで片山内閣の一、八〇〇円ベースの賃金釘付け政策に対し、必要生活費を保証する最低賃金制の確立と四七年度の生活赤字補給金の支給を要求して立ち上つたときにはじまる。

四七年四月の総選挙で社会党首班内閣を成立せしめた労働者階級の期待は大きなものであつたが、片山内閣は、この期待に対し一、八〇〇円ベースによる「耐乏生活」の要請をもつてこたえた。「それは賃金を戦前(一九三四―三六)の二七―八倍の一、八〇〇円ベースに釘づけする一方、一般物資は戦前の六五倍におさえ、主要物資に限りその生産者価格が右を上廻る場合には価格調整補給金を与えるものであり、食糧農産物のパリティ―算出方式による低価格制と共に、労働者・農民・中小企業者の負担による独占体利潤の保証政策を体系づけられたもので」あつた。(井上・宇佐美「国家独占資本主義論」一七一頁)

しかし、この一、八〇〇円ベースが厳密に実施されたのは、官公庁労働者に対してのみであつた。民間企業にあつては、すでに七月全日本機器の名古屋アルマイトが三、八〇〇円を獲得し、九月には日産油脂が手取り四、二〇〇円、池貝鉄工・東京機械は税込み四、六〇〇円を獲得するなど相次ぐ賃上闘争の波のなかに政府の策定した業種別平均賃金は埋没してゆき、完全に破綻をしめしつつあつた。このことは、民間労働者と官業労働者の賃金のひらきを益々大きくし、官業労働者の賃金要求をきわめて切実なものとしたが、同時にこの賃金要求は全官業労働者を一、八〇〇円ベース打破の一点に急速に結集せしめることになつた。しかもこのベース打破の一点に結集された官業労働者の闘争は、たんにベースの額の改訂ではなく、業種別平均賃金体系そのものを否定する力として、それと根本的に対立する最低賃金制確立の要求に向つて大きく発展していつた。

一 最低賃金制の要求 全通は四七年六月一日から四日間島根県松江市で臨時全国大会をひらき、全通信労働者の要求を次のように決議した。

一、物価安定を基礎とする最低賃金制の確立

1 適正価格による生活必需物資の完全配給

2 これにもとづく地域的生活給の確立

3 寒冷地手当の支給

4 家族手当の合理化

二、電気通信事情の民主化

三、全従業員に住宅をあたえよ

四、全従業員に制服を支給せよ

五、結婚資金平均給料の六ヵ月分を支給せよ

六、大蔵省預金部の運用権を通信省に移管せよ

七、特定局制度の撤廃促進

八、通勤交通費の全額支給

九、内国旅費の増額と差別撤廃

一〇、退職金制度の確立

一一、治療施設の拡充強化

大会は、この要求獲得のためつぎの運動方針を決定したが、全通はこの大会ではじめて「地域闘争」の戦術を公式化した。爾後この「地域闘争」の方式は、日本の労働運動に深刻な影響を与え、今日なお左派労働組合の中心的戦術として大きな影響力をもっている。

1 われわれは思想的立場のいかにかわらず、強固に団結し、労働者の基本的人権確立のために闘う。

2 われわれは働くものの戦線統一のために、その先頭に立つて闘う。

3 臨時全国大会の決議貫徹のためにつぎの運動を強力に展開する。

イ 組合自体の組織を強化し、友誼団体ならびに一般勤労大衆との提携に全力を集中する。

ロ 国会、マ司令部その他の機関に働きかけて主旨の浸透につとめる。

ハ 物価引下げのため適正価格の設定、物資の完全配給等の運動を展開する。

ニ 中央地方の緊密な連繋のもとに組合の有するあらゆる手段をもつて地域に適応した闘争を展開する。

ホ 貫徹困難な場合はそのときの状況に応じ、中央委員会において、闘争の組織および手段について具体策を検討する。

4 臨時全国大会決議の貫徹闘争と併行して平常業務を完全に維持すると共に、特に労働者教育の普及に努力する。

全通はこの大会決議にもとずき四七年七月一六日、三木通相にたいして、

(1)物価安定を基礎とする最低賃金制の確立

(2)電気通信事業の民主的一元化

(3)生活補給金本人二千元、家族一人一千元の支給

など七項目の要求を提出し、官業労働者の闘争の先頭に立った。

全官労は七月五日、労働協約の締結等一二項目の要求を提出し、日教組は、七月一九日文科大臣に月収一ヵ月の一時資金を要求し、都労連は、七月三一日、月収二ヵ月分の一時資金の要求を都長官に提出した。

国鉄労組は、四七年七月三一日から四日間東京大宮で第二回中央委員会をひらき、(一)本部案が全官公の要求より下廻る場合は全官公の要求に従うこと、(二)本部においてさらに検討を加え、数字的に二、三一〇円(税引)より上廻るような案にして要求する、という条件で本部案の二、三一〇円案を決定した。

こうした情勢のなかで、八月一日、全官労、全公連、国鉄、全通、日教組、大蔵三現庁、都市同盟など八組合は、神田教育会館で全官公庁労組連絡協議会拡大委員会をひらき、個々別々におこ

なわれている一時金支給の要求を一月から六月までの赤字補填として、本人二、〇〇〇円、家族一人一、〇〇〇円に統一することに決定し、八月一五日、全官公庁労組連絡協議会から政府に、各労組からは夫々の関係当局に要求書を提出した。これに対し当局側は、組合の要求はこれを諒とするが物価体系確立の基本として賃金水準を堅持することが経済再建の基本条件であることを強調、さらに国家財政の現状から直ちに要求に応じ難いと回答した。

ここにおいて、組合側は九月一〇日、全官庁職員労働組合協議会要求貫徹大会をひらき、

- (1)一、八〇〇円の打破と二、四〇〇カロリーの物量を基礎とした最低賃金制の確立
- (2)統一労働協約の締結
- (3)大衆課税反対
- (4)公務員法反対

を決議して、九月一七日再度全官公庁労協の名をもつて片山首相に要求書を提出した。

要求書（九月一七日全官公庁労組連絡協議会、全逓信従業員組合、国鉄労働組合、日本教職員組合、全官庁職員労働協議会、東京都労組連合会、全国財務労働組合、大蔵三現庁労組協議会、日本都市労働組合同盟、全国公共団体職員労働連合会）

一、適正価格による生活必需物資の完全配給を裏付とし、これに必要な地域を考慮した最低賃金制を確立せよ。但し最低生活給とは成年男子一日二、四〇〇カロリー、蛋白質八五グラムを摂取し得るものであること

二、一月より六月までの生活補給金として本人二、〇〇〇円、家族一人一、〇〇〇円即時支給すること、右は乙地の最低額として地域の実情に応じた支給額とすること

この要求に対し、政府の回答はつぎの如くで、組合の到底満足しうるものではなかつた。

政府回答書（九月二三日）

一、さきに回答したように最低賃金制の確立については給与審議会の意見を徴して善処したいという方針には今日何等変りはない。なお生活必需物資の完全配給、特に労務用物資の確保と増量については今後一段の努力を傾注して実質賃金の増大を期している。

二、本件に関してもすでに回答したように国家財政の現状は到底これを受容れる余裕なく国民負担の限度、国民全体の耐乏生活、経済緊急対策の遂行などを考慮するとき遺憾ながらこれを認めることはできない。

ここにおいて、全逓は九月一六日、国鉄は九月三〇日、それぞれ中労委に提訴したが、これに対する中労委の調停案は、一一月四日、十八日、全逓、国鉄に対して夫々提示された。

すなわち、

一、生活補給金については、――

二・八ヵ月分（一、八〇〇円を基礎として）の生活補給金を妥当であると認める。

二、最低賃金については、――

(1)組合要求の形による給与の増額は認め難いが、給与の増額は即刻に行う必要がある。

(2)新給与実施期間は明年一月とすること。

(3)政府は本年一月中旬に臨時給与委員会を設け、明年一月より新給与を支給しうる様即急に新給与案を作成すること。

調停案について、国鉄労組は一二月一日城の崎に第三回中央委員会をひらき無条件受諾を決定したが、全逓ほか全官公七組合は理論生計費による最低賃金制を認めることなど原則的条件を付した。

政府側もまた一二月一五日生補金については「予算措置の関係上本月中旬および下旬に各一ヵ月分を支給し、残額〇・八ヵ月は明年一月下旬に国会の承認を経てこれを給与する」こと、最低賃金については「速かに臨時給与委員会を設け、職階職務に応じ能率給を加味し民間給与水準との調整をも考慮した新給与を二三年一月より実施する」と回答した。しかし生補金の税引き支給は組合を再び闘争に起たせ、とくに残額の〇・八ヵ月分の支給を要求して年初から闘争を行つたが、片山内閣はその財源を運賃および通信料値上げに求めんとして労働組合および野党の反撃にあい、社会党左派もまたこれに反対したため二月九日ついに総辞職した。

二 臨時給与委員会と二、九二〇円 中労委は一月二三日「二三年一月より実施さるべき官公吏の給与水準を決定する調査審議機関として政府および労組代表よりなる臨時給与審議会を即急に構成するよう」あらためて政府ならびに全官公庁八組合に勧告したが、これに対し一月二四日政府および国鉄労組のみが受諾したにとどまり全通ほか七組合は参加を拒否した。かくて労働者側委員は国鉄のみというきわめて弱体な構成で一月二七日に発足した。委員は、中立側桂皋(委員長)、中山伊知郎(商大教授)、藤林敬三(慶大教授)、組合側加藤閔男(国鉄委員長)、蓮見太一(同給対部長)、大西要(同調査部長)、政府側今井一男(大蔵省給与局長)、稲葉秀三(安本官房次長)、金子美雄(労働省給与課長)の諸氏であつた。

給与委員会は爾後一四回にわたる委員会をひらいて、二月二一日「二三年一月における官庁労働者の給与水準を二、九二〇円(税金三五八円を合む)を妥当とする」との第一報告書を作成、引き続き七回の委員会をひらいて三月六日「給与体系整備の具体的方針、その他当面の暫定措置について」の第二報告書を作成、政府に答申した。

第一および第二報告書が給与原則として強調している点は次の二点である。

一、給与は勤労に対する報酬であるという原則を貫くこと。政府職員に対しても均しく労働基準法が適用され、その超過勤労に対してはそれぞれ手当が支払われる事情となつた以上、反面勤労のない場合には給与を差引くべきことは当然すぎるほど当然である。政府はすべからず「ノーワーク・ノーペイ」の原則の確立に努めねばならない。

二、給与は労働の質と量とによつて配分さるべきこと。給与水準は国民一般の現実消費水準を基礎とし、これと見合つた程度において勤労者の生活を確保する高さに維持されなければならないが、その配分は労働の質と量とに必ずべきことはあらためていうまでもない。さいきんいわゆる生活給が強調されるの余りこの原則を無視したフラツトな給与体系が主張される傾きがあるが、如何にインフレが昂揚すればとてこの点の軽視は許し難い。またそういった給与体系は勤労意欲を害し、生産復興を阻むものであることを忘れてはならない。(第二報告書結語)

たとえば、家族給については次の如くいう。

「労働者の給与は本来仕事と直接の関係のない要素(たとえば扶養家族数)によつてではなく職務の性質、技能の熟否、修養の要否等直接仕事と関係のある要素によつて決定せらるべきである。家族給に重点をおきすぎれば扶養家族数の多いものの就職を困難ならしめる。何となれば同等の能率のあるものがより低い給与で雇入れられるからである。また高額の家給は扶養家族のない労働者をこれをもつものに比して不公平に扱うものである。何となれば同一の労働をしながら後者は少い給与を受けるにすぎないからである」(第一報告書)

これは、四六年の一〇月闘争で電産が確立して以来の労働者の生活給の体系に対する攻撃を意味するものであつた。この生活給(最低賃金制)の原則に対し、最高賃金制(平均賃金)の体系を同一労働同一賃金の名のもとにおける職階給をおしつけんとするものであつた。国鉄をのぞく全通

ほか七組合はかかる給与体系に真向から反対であつたことはいうまでもない。

なお二、九二〇円の算出方法については、第一報告説明書に詳細に説明されているが、その方法は要するに四八年一月の工業労働者全国平均賃金を総理庁統計局の毎月勤労統計を基礎資料として一日八時間労働、三、二七七円五〇銭と算定し、これを官業労働者の平均基準労働時間六時間労働にひきなおしたものである。しかし実際の民間給与は四千二、三百円が一般で、算定された基準よりはるかに高いものであつた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
